

参考 2

豚由来たん白質等の飼料利用についての御意見・情報の募集結果について

- 1．実施期間 平成16年5月6日～平成16年6月2日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 6通
- 4．主な御意見の概要及びそれに対するプリオン専門委員会の回答

意見	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>現時点で得られている情報を考慮すれば、豚の肉骨粉利用が豚へのBSE感染ないし豚のプリオン病蔓延に繋がる可能性は低いと考えられるが、豚へのBSE感染実験は数少なく十分とは言えない。また、豚の飼養期間を考慮すると、疾病の存在を完全に否定することはできないと考えられる。したがって、豚のプリオン病に関する知見をさらに積み重ねる必要があると考え、今後とも研究を進めるよう要望する。</p> <p>豚のプリオン病について得られている知見が多くないことを考慮して、報告書に情報の不確実性を記述するとともに、リスクマネジメント部局においては情報の不確実性に鑑み慎重な対応をすべき旨の付言をするよう要望する。</p> <p>交差汚染が完全に防止する対策が必要でありその徹底が保証されるまで、豚肉骨粉の豚用飼料への使用を解禁しないよう要望する。</p>	<p>農林水産省から意見を求められた本件については、Ryderら（2000年）Wellsら（2003年）及び欧州の科学運営委員会の報告（2003年）に基づき、豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達する科学的根拠はなく、「豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考えられる。」との結論が出されたところです。今後とも、関連する科学的知見の収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じて科学的な審議を行ってまいります。</p> <p>結論（2）にあるように、交差汚染のリスクは農林水産省による管理措置が遵守されれば十分に低いと考えられますが、そのリスクに配慮し、施設認定、技術開発及び安全性の検証について付言しております。この結果を踏まえて、管理機関である農林水産省が具体的な施策を講じ、その徹底を図ることとなります。なお、施策を実行するにあたっては、その内容について食品安全委員会への報告を求めることとしております。</p>
2	<p>製造 - 流通の実証試験を行い、その評価を行った上で、認可工場なり認可製造者、認可流通者を特定するような仕組みにして欲しい。</p> <p>羊や牛だけでなく他の畜種、野生動物についても研究の推進を望む。それとともに研究結果の公開、国民への情報公開を積極的に行うことを要望する。</p> <p>評価の不確実性」を明記することが却って冷静な認識を生む。その上で新たな研究結果が出たときには速やかに評価を行うことを明記した上で、リスクマネジメントを進めることを要望する。</p>	<p>本件に係る食品健康影響評価の結果を踏まえ、管理機関である農林水産省が交差汚染の防止等を含めた管理施策を講じ、その徹底を図ることとなります。</p> <p>なお、施策を実行するにあたっては、その内容について食品安全委員会への報告を求めることとしております。</p> <p>また、今後とも、関連する科学的知見の収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じて科学的な審議を行ってまいります。</p> <p>* 研究推進の要望については、今般の意見募集の趣旨と異なります。</p>

意見	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
3	<p>「2 農林水産省における今後の取扱いについて」には豚肉骨粉等・・・養魚用飼料として利用することを認めること。」と記載されているが、同文書の「7 結論」において養魚用飼料に関する記述が全く欠落しているため、結論の内容は下記の如く訂正願う</p> <p>「7 結論」</p> <p>(1)1行目 豚及び家きんが 豚、家きん及び魚類が 3行目 豚及び家きん用の 豚、家きん及び養魚用の (2)8行目 豚及び家きんに 豚、家きん及び魚類に 13行目 豚及び家きんの 豚、家きん及び魚類の (3)2行目 豚、馬及び家きんの 豚、馬、家きん及び魚類の</p>	<p>豚由来たん白質等の飼料利用については、食品健康影響評価にあたって必要と考えられる魚類の BSE 感染性についての科学的資料等が整っていませんでした。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を養魚用飼料として使用することについての食品健康影響評価を行っていません。</p> <p>今後、豚及び家きんに由来するたん白質等を養魚用飼料として利用することに係る食品健康影響評価に必要な科学的データ等が整えられた場合には、科学的な審議を行ってまいります。</p>
4	<p>2 農林水産省における今後の取扱いについて</p> <p>(1) 文中、豚、鶏、養魚飼料として利用することを認めることとなっているが、7 結論 (1)の文章の中に養魚飼料が記載されていないので、記載すべき。</p>	
5	<p>水産飼料に関しては、畜産用配合飼料とくに牛用配合飼料工程とは分離独立した工程で生産されるものがほとんどであり、豚由来たんぱく質の使用を豚及び家禽で認める方向であれば、水産飼料においても使用できるようにしてほしい。肉骨粉の魚に対する栄養的な効果は、各種公的機関での試験において実証済みであり、安価な魚粉の代替たんぱく質源として早期に利用できることが望ましい。</p>	
6	<p>BSE牛から飼料への汚染を防御するためにはBSEの汚染原料を使用しない事である。BSEかどうか分からない死亡牛や、全頭検査を実施していない諸外国のBSE汚染の可能性のある輸入牛を飼料原料にしているのであれば不安。このような原料を使用しない対策をとることが第一である。万一、汚染牛を使用する企業等があった場合のリスク回避として交差汚染回避の対策が必要になる。</p> <p>BSEとともに各動物に使用された抗生物質等の薬品類の残留が気になり、EU 等が豚由来肉骨粉を豚及び家きんの飼料に利用していないのはなぜか。日本も同等の規格にして欲しい。</p> <p>豚が豚を食べることは自然の食性にあっているのでしょうか。</p>	<p>農林水産省から意見を求められた本件については、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を飼料として利用することについての食品健康影響評価であって、牛を由来とするものではありません。</p> <p>なお、農林水産省による BSE 対策措置として、牛に由来する肉骨粉等を飼料として利用は禁じられています。</p> <p>EU 等では、EU 各国の BSE 汚染度のステータス評価が確定するまでは、認可された工場で食用として製造された動物性たん白質を飼料原料として利用することを延期し、その間、動物性加工たん白質を全ての家畜に給与することを禁じています。これは、BSE 高度汚染国では、交差汚染を防止することが極めて困難であるという、EU の経験に基づいていると考えられます。</p>